

# 兵庫県公報

平成21年9月18日 金曜日 第 2117 号

発行人  
兵庫県  
神戸市中央区下山手通  
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、  
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

## 目次

告 示	ページ
○ 特定計量器所在場所定期検査の実施（工業振興課）	1
○ 農地保有合理化事業規程の変更承認（農業経営課）	1
○ 国土調査の成果の認証（農地整備課）	2
○ 公共測量を実施する旨の通知（契約管理課）	3
○ 道路の区域の変更及び供用開始（道路保全課）	4
○ 道路の区域の変更及び在来道路の供用廃止（同）	4
○ 道路の区域の変更、供用開始等（同）	4
○ 豊岡都市計画下水道事業豊岡市公共下水道の事業計画の変更認可（下水道課）	5
○ 城崎都市計画下水道事業城崎町公共下水道の事業計画の変更認可（同）	5
○ 城崎都市計画下水道事業竹野町公共下水道の事業計画の変更認可（同）	6
○ 出石都市計画下水道事業豊岡市公共下水道の事業計画の変更認可（同）	6
○ 日高都市計画下水道事業豊岡市公共下水道の事業計画の変更認可（同）	6
○ 道路の位置指定（建築指導課）	7
<b>公 告</b>	
○ 特定非営利活動法人の設立に係る認証の申請（地域協働課）	7
○ 特定非営利活動法人の定款変更に係る認証の申請（同）	9
<b>選挙管理委員会告示</b>	
○ 地方自治法の規定による選挙権を有する者の総数の50分の1の数等	12
○ 地方自治法の規定による選挙権を有する者の総数の3分の1等の数	12
○ 平成13年兵庫県選挙管理委員会告示第27号（不在者投票のできる施設の指定）の一部改正	14
<b>公安委員会告示</b>	
○ 各警備業務に係る検定合格者審査	14

## 告 示

### 兵庫県告示第1005号

計量法（平成4年法律第51号）第19条第1項の規定に基づき、皮革面積計に係る所在場所定期検査を次のとおり実施する。

平成21年9月18日

兵庫県知事 井戸敏三

検査実施区域	検査実施期日	検査実施場所
たつの市、揖保郡太子町	平成22年3月10日(水)から同月31日(水)まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)の期間で別に通知する期日	その皮革面積計の所在の場所

### 兵庫県告示第1006号

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第8条第1項の規定により、次の農地保有合理化法人が定めた農地保有合理化事業規程の変更を承認した。

平成21年9月18日

兵庫県知事 井戸敏三



平成20年1月から平成21年2月まで

- (3) 成果の名称  
宍粟市山崎町（大字上牧谷の一部）の地籍図及び地籍簿

- (4) 調査を行った地域  
宍粟市山崎町大字上牧谷の一部

- (5) 認証年月日  
平成21年9月3日

- 5 (1) 調査を行った者の名称  
宍粟市

- (2) 調査を行った期間  
平成19年6月から平成21年2月まで

- (3) 成果の名称  
宍粟市波賀町（大字上野の一部①）の地籍図及び地籍簿

- (4) 調査を行った地域  
宍粟市波賀町大字上野の一部

- (5) 認証年月日  
平成21年9月3日

- 6 (1) 調査を行った者の名称  
宍粟市

- (2) 調査を行った期間  
平成19年6月から平成21年2月まで

- (3) 成果の名称  
宍粟市波賀町（大字斉木の一部①）の地籍図及び地籍簿

- (4) 調査を行った地域  
宍粟市波賀町大字斉木の一部

- (5) 認証年月日  
平成21年9月3日

- 7 (1) 調査を行った者の名称  
神崎郡市川町

- (2) 調査を行った期間  
平成10年11月から平成12年10月まで

- (3) 成果の名称  
市川町（大字下瀬加の一部）の地籍図及び地籍簿

- (4) 調査を行った地域  
神崎郡市川町大字下瀬加の一部

- (5) 認証年月日  
平成21年9月3日



**兵庫県告示第1008号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、西宮市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成21年9月18日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 作業種類  
公共測量（街区多角点の復旧測量）
- 2 作業期間  
平成21年9月14日から同年12月25日まで
- 3 作業地域  
西宮市段上町4丁目



**兵庫県告示第1009号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定により、道路の区域を次のように変更し、平成21年9月18日から供用を開始する。

その関係図面は、平成21年9月18日から2週間、但馬県民局養父土木事務所において一般の縦覧に供する。  
平成21年9月18日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

道路の種類 路線名	道 路 の 区 域				
	区 間	旧新	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備考
県道 上村養父停車場線	養父市奥米地字坂山17番9から 同 市奥米地字坂山308番1まで	旧	6.0から 11.0まで	76.0	
		新	11.0から 23.0まで	76.0	



**兵庫県告示第1010号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定により、道路の区域を次のように変更し、平成21年9月18日から在来道路の供用を廃止する。

その関係図面は、平成21年9月18日から2週間、西播磨県民局光都土木事務所において一般の縦覧に供する。  
平成21年9月18日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

道路の種類 路線名	道 路 の 区 域				
	区 間	旧新	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備考
県道 若桜下三河線	佐用郡佐用町上三河字梅市93番54から 同 郡同 町下三河字タカンボ685番まで	旧	6.0から 54.0まで	1,546.0	
		新	10.0から 29.0まで	1,704.0	



**兵庫県告示第1011号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定により、道路の区域を次のように変更し、平成21年9月18日から供用を開始し、在来道路の供用を廃止する。

その関係図面は、平成21年9月18日から2週間、西播磨県民局光都土木事務所において一般の縦覧に供する。  
平成21年9月18日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

道路の種類 路線名	道 路 の 区 域				
	区 間	旧新	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備考

県道 市 場 佐 用 線	佐用郡佐用町豊福字北川前田196番2から 同 郡同 町豊福字井ノ内151番6まで	旧	5.0から 10.0まで	375.0
		新	5.0から 31.0まで	416.0
県道 下 庄 佐 用 線	佐用郡佐用町豊福字井ノ内145番2から 同 郡同 町豊福字北川前田200番4まで	旧	5.0から 24.0まで	470.0
		新	7.0から 31.0まで	445.0



**兵庫県告示第1012号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成21年9月18日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 施行者の名称  
豊岡市
- 2 都市計画事業の種類及び名称  
豊岡都市計画下水道事業豊岡市公共下水道
- 3 事業施行期間  
変更前 昭和46年11月5日から平成22年3月31日まで  
変更後 昭和46年11月5日から平成27年3月31日まで
- 4 事業地
  - (1) 収用の部分  
変更なし
  - (2) 使用の部分  
変更なし



**兵庫県告示第1013号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成21年9月18日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 施行者の名称  
豊岡市
- 2 都市計画事業の種類及び名称  
城崎都市計画下水道事業城崎町公共下水道
- 3 事業施行期間  
変更前 昭和51年3月16日から平成22年3月31日まで  
変更後 昭和51年3月16日から平成27年3月31日まで
- 4 事業地
  - (1) 収用の部分  
変更なし
  - (2) 使用の部分  
変更なし



**兵庫県告示第1014号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成21年9月18日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 施行者の名称  
豊岡市
- 2 都市計画事業の種類及び名称  
城崎都市計画下水道事業竹野町公共下水道
- 3 事業施行期間  
変更前 平成4年2月12日から平成25年3月31日まで  
変更後 平成4年2月12日から平成27年3月31日まで
- 4 事業地
  - (1) 収用の部分  
変更なし
  - (2) 使用の部分  
変更なし



**兵庫県告示第1015号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成21年9月18日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 施行者の名称  
豊岡市
- 2 都市計画事業の種類及び名称  
出石都市計画下水道事業豊岡市公共下水道
- 3 事業施行期間  
変更前 平成6年1月18日から平成23年3月31日まで  
変更後 平成6年1月18日から平成27年3月31日まで
- 4 事業地
  - (1) 収用の部分  
変更なし
  - (2) 使用の部分  
変更なし



**兵庫県告示第1016号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成21年9月18日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 施行者の名称  
豊岡市
- 2 都市計画事業の種類及び名称  
日高都市計画下水道事業豊岡市公共下水道
- 3 事業施行期間  
変更前 平成7年3月28日から平成25年3月31日まで  
変更後 平成7年3月28日から平成27年3月31日まで
- 4 事業地

(1) 収用の部分

平成18年兵庫県告示第389号の事業地から兵庫県豊岡市日高町大字栗栖野字勘ノ蔵及び字下林を削る。

(2) 使用の部分

平成18年兵庫県告示第389号の事業地から兵庫県豊岡市日高町大字栗栖野字下林を削り、同市日高町大字山宮字後大地及び字上垣、大字栃本字ソトワ、字大道添、字沢山畑、字休石、字中野、字板橋、字広瀬ノ向西、字大道バタ並びに大字名色字石ケタワ、字シワガノ及び字む木坂の一部地内を追加する。



**兵庫県告示第1017号**

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。  
 なお、その関係図書は、平成21年9月18日から西播磨県民局光都土木事務所まちづくり建築第2課において縦覧に供する。

平成21年9月18日

兵庫県知事 井戸敏三

指 定 番 号	指定年月日 (平成年月日)	道 路 の 位 置	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
第H21西播位置 0003号	21.9.4	宍粟市山崎町庄能字頼ノ元298番1	5.00	34.97

**公 告**

**特定非営利活動法人の設立に係る認証の申請**

特定非営利活動法人の設立代表者から設立に係る認証の申請があったので、特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第2項及び県民ボランティア活動の促進等に関する条例（平成10年兵庫県条例第39号）第17条の規定により、兵庫県企画県民部県民文化局地域協働課、神戸県民局、阪神南県民局、阪神北県民局、東播磨県民局、北播磨県民局、中播磨県民局、西播磨県民局、但馬県民局、淡路県民局及び丹波の森公苑において、関係書類を縦覧に供する。

なお、関係書類の縦覧期間は申請のあった年月日から2月間とする。

平成21年9月18日

兵庫県知事 井戸敏三

1 (1) 申請のあった年月日 平成21年8月31日

(2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 特定非営利活動法人ポプラ

イ 代表者の氏名 西嶋龍市

ウ 主たる事務所の所在地 加東市社482番地1

エ 定款に記載された目的

この法人は、障害者に対して、生活支援及び社会参画促進に関する事業を行い、障害者の福祉の増進と全ての人が安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

2 (1) 申請のあった年月日 平成21年8月31日

(2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 特定非営利活動法人アトリエ・Petata

イ 代表者の氏名 石橋幸子

ウ 主たる事務所の所在地 神戸市兵庫区西上橋通1丁目1番1号

エ 定款に記載された目的

この法人は、幼児・児童とその保護者、障がい者や地域住民に対して、絵本や文庫の読み聞かせと芸術と科学に関する造形教育、子育てセミナーの開催と親子のふれあいの場づくりを通じた子育て支援、地域の学校、幼稚園、福祉施設等に対する情操教育のための出前・出張サービス、アートセラピー教室開催に関する事業を行い、未来を担う子どもたちの目が輝き、夢や目標に向かう労力をいとわない「生きる力」を育める情操教育の推進と、みんなが助け合い学びあえる心豊かな社会の構築に寄与すること

を目的とする。

3 (1) 申請のあった年月日 平成21年8月31日

(2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 特定非営利活動法人みんなでがんばろう塾

イ 代表者の氏名 川 島 数 真

ウ 主たる事務所の所在地 尼崎市次屋2丁目22番8号

エ 定款に記載された目的

この法人は、高齢者や青少年を始めとする地域社会のつながりを深め、地域環境整備の促進並びに生活安定をめざしての自立促進に関する事業を行い、生活環境の向上と安定し充実した豊かな暮らしができる社会の実現に寄与することを目的とする。

4 (1) 申請のあった年月日 平成21年8月31日

(2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 特定非営利活動法人雨やどり

イ 代表者の氏名 崔 仁 子

ウ 主たる事務所の所在地 尼崎市上ノ島町1丁目22番5-102号

エ 定款に記載された目的

この法人は、生活に困窮するすべての者に対して、健康で文化的な生活が営めるように、食料や衣料品・生活必需品の提供などの生活支援事業や、自立支援のために就労支援に関する事業を行い、社会福祉の推進に寄与することを目的とする。

5 (1) 申請のあった年月日 平成21年8月31日

(2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 特定非営利活動法人明石錦城の園

イ 代表者の氏名 内 貴 八郎右衛門

ウ 主たる事務所の所在地 明石市太寺4丁目4-32

エ 定款に記載された目的

この法人は、主に障がい者に対して、障害者自立支援法に基づくサービスの提供、地域活動支援に関する事業を行い、皆が助け合える地域社会の創造に寄与することを目的とする。

6 (1) 申請のあった年月日 平成21年8月31日

(2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 特定非営利活動法人青少年サポートホーム・満理恵

イ 代表者の氏名 森 美恵子

ウ 主たる事務所の所在地 芦屋市南宮町5番25-302号

エ 定款に記載された目的

この法人は、家庭環境に恵まれずに育った15歳から20歳位までの行き場のない青少年たちに対して、相談助言・援助支援、就労支援、共同生活寮運営等に関する事業を行い、様々な活動を通して青少年の成長と自立を促し、彼らが夢と希望をもち、自分らしく生きていける健全で活気のある社会の実現に寄与することを目的とする。

7 (1) 申請のあった年月日 平成21年8月31日

(2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 特定非営利活動法人宝塚文化芸術学舎

イ 代表者の氏名 田 宮 理 子

ウ 主たる事務所の所在地 宝塚市中州2丁目3番14号

エ 定款に記載された目的

この法人は、一般市民・地域活動者に対して、文化伝承の人材育成に関する事業を行い、地域社会の向上に寄与することを目的とする。

8 (1) 申請のあった年月日 平成21年8月31日

(2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 特定非営利活動法人学びの場「たのしくなくっちゃ」

イ 代表者の氏名 古 川 健 二

ウ 主たる事務所の所在地 神戸市灘区神前町1丁目2番21号



## (2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 在宅福祉支援グループ・コスモス

イ 代表者の氏名 坂 本 厚 子

ウ 主たる事務所の所在地 尼崎市金楽寺町2丁目11番18号

エ 定款に記載された目的

この法人は、社会、地域で支援の必要な高齢者及び障害者に対して、ホームヘルプサービスや配食サービスなど在宅福祉に関する事業やグループハウスの運営などの事業を行い、もって高齢者及び障害者と共生する地域コミュニティの創造により福祉の増進に寄与することを目的とする。

## 3 (1) 申請のあった年月日 平成21年8月31日

## (2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 特定非営利活動法人日本ハンザキ研究所

イ 代表者の氏名 梶 本 武 良

ウ 主たる事務所の所在地 朝来市生野町黒川292番地

エ 定款に記載された目的

この法人は、オオサンショウウオなどとそれらを取り巻く自然環境の保全及び復元を目指し、同様な主旨を有する個人や団体などと相互に交流及び協力をを行いながら、調査・研究の推進、保全及び復元の技術の開発、学習の支援や人材育成、広報・交流活動並びに普及啓発等の事業を行い、生態系の保全と持続可能な社会の構築に寄与することを目的とする。

## 4 (1) 申請のあった年月日 平成21年8月31日

## (2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 特定非営利活動法人ライブラリーCOSMO

イ 代表者の氏名 山 本 ひとみ

ウ 主たる事務所の所在地 加古郡稲美町国安1286番地の1

エ 定款に記載された目的

この法人は、稲美町とその周辺地域の住民や社会に対して、稲美町立図書館で行われている業務の受託や支援に関する事業を通して、地域住民のいきがづくりや就労の場の提供をするなど図書館を拠点とした地域住民主体のまちづくりに寄与することを目的とする。

## 5 (1) 申請のあった年月日 平成21年8月31日

## (2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 特定非営利活動法人検定協議会

イ 代表者の氏名 中 田 孝 成

ウ 主たる事務所の所在地 神戸市中央区琴ノ緒町3丁目2番22号

エ 定款に記載された目的

この法人は、各地域の文化や歴史に関心を持つ人々を対象とし、歴史、伝統文化、特産品、観光等を広く知ってもらうための検定等様々な検定の支援及び情報発信を実施し啓蒙に資するとともに、各地域に対する関心を高め、特色を活かしたまちづくりの実現と地域経済の活性化に資することを目的とする。

## 6 (1) 申請のあった年月日 平成21年8月31日

## (2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 特定非営利活動法人おりーむ21

イ 代表者の氏名 岡 田 昌 三

ウ 主たる事務所の所在地 明石市別所町16番33号

エ 定款に記載された目的

この法人は、障害者及び高齢者の社会参加と福祉の増進を図るための支援事業を行い、互いに生きがいのある生活を実現することにより、社会全体の利益の増進に寄与することを目的とする。

## 7 (1) 申請のあった年月日 平成21年8月31日

## (2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 特定非営利活動法人てのひら

イ 代表者の氏名 石 原 智 秋

ウ 主たる事務所の所在地 高砂市荒井町小松原1丁目7番13号

エ 定款に記載された目的

この法人は、高齢者や障害を持つ人々に対して、福祉制度をうまく活用できるように、相談・助言活動を行うと共に、福祉支援活動を行う。また、介護保険の利用者に、居宅介護支援に関する事業を行い、地域の福祉の増進とまちづくりの推進を図ることを目的とする。

8(1) 申請のあった年月日 平成21年8月31日

(2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 特定非営利活動法人三田市手をつなぐ育成会

イ 代表者の氏名 古 田 弘 子

ウ 主たる事務所の所在地 三田市志手原1323番地3

エ 定款に記載された目的

この法人は、知的発達に障害のある人たちをはじめとする、さまざまな障害のある人たちに対して、地域の中で自立・共生・安心の暮らしができるよう、福祉・教育・労働・権利擁護などに必要な支援事業を行い、活力ある地域社会の実現に寄与することを目的とする。

9(1) 申請のあった年月日 平成21年8月31日

(2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 特定非営利活動法人白ゆり会

イ 代表者の氏名 後 藤 悦 司

ウ 主たる事務所の所在地 西脇市黒田庄町前坂2139番地

エ 定款に記載された目的

この法人は、精神障害者をはじめとした様々な障害者に対して、生きがいと仲間作りの場を提供するなど、社会参画や生活支援に関する事業を行うと共に、広く地域に情報を発信していくことにより、一般市民の障害に対する理解を助け、誰もが安心して、生き生きと暮らせる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

10(1) 申請のあった年月日 平成21年8月31日

(2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 特定非営利活動法人姫路市介護サービス第三者評価機構

イ 代表者の氏名 田 中 洋 三

ウ 主たる事務所の所在地 姫路市安田3丁目1番地姫路市自治福祉会館内

エ 定款に記載された目的

この法人は、介護サービス利用者及びその家族等に対して、介護保険法（平成9年法律第123号）第7条第5項に規定する居宅サービス、同条第18項に規定する居宅介護支援及び同条第20項に規定する施設サービス（以下「介護サービス」と総称する。）を提供する事業所及び介護保険施設（以下「介護サービス事業所等」という。）に関する情報の提供等を行い、もって、介護サービスの質の改善と向上を図ることを目的とする。

11(1) 申請のあった年月日 平成21年8月31日

(2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 特定非営利活動法人子供たちの立場に立った保育を实践する会

イ 代表者の氏名 伊 藤 隆

ウ 主たる事務所の所在地 明石市魚住町西岡671番地の2

エ 定款に記載された目的

この法人は、保育技術の向上を必要としている者に対して保育技術の向上とその普及に関する事業を行うとともに、障害者に対してその社会参加を促すための支援を行い、社会に寄与することを目的とする。

12(1) 申請のあった年月日 平成21年8月31日

(2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 特定非営利活動法人予防医療福祉協会

イ 代表者の氏名 茶 谷 美千子

ウ 主たる事務所の所在地 神戸市灘区岩屋北町5丁目2番21号

エ 定款に記載された目的

この法人は、高齢者を中心とする地域住民に対し、予防医療や健康づくり等に関する普及啓発・情報提供事業を行なうとともに、介護保険法に基づく居宅サービス・介護予防サービス・介護予防支援事業

を行い、医療福祉サービスの向上を図り、予防医療の普及を促進し、すべての人々が健康で安心して暮らせる地域社会の構築に寄与することを目的とする。

13(1) 申請のあった年月日 平成21年8月31日

(2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 特定非営利活動法人ぴーぷる

イ 代表者の氏名 今 村 勇 人

ウ 主たる事務所の所在地 尼崎市富松町3丁目5番20号サンパレス武庫之荘

エ 定款に記載された目的

この法人は、地域住民すべてに対して、地域住民同士が助け合って、高齢者及び障害者の介護等に関する事業を行い、利用者がより充実したサービスを受け、事業者がより親身かつ適切なサービスを提供できるように支援し、地域の福祉の推進に寄与することを目的とする。

14(1) 申請のあった年月日 平成21年8月31日

(2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 特定非営利活動法人颯爽 J A P A N

イ 代表者の氏名 小 城 有 佳

ウ 主たる事務所の所在地 神戸市東灘区岡本1丁目3番17号パッセージ岡本3階I室

エ 定款に記載された目的

この法人は、広く一般市民に対して、地域文化の創出と活性化、その担い手の育成に関する事業を行い、「踊り」を通してこころとからだ両面の健康と、相互理解に基づく、世代を超えたほんものの交流を図ることによって、真に生きがいのあるまちづくりに寄与することを目的とする。

15(1) 申請のあった年月日 平成21年8月31日

(2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 特定非営利活動法人創作工房ゆう

イ 代表者の氏名 山 口 隆 義

ウ 主たる事務所の所在地 姫路市北条宮の町109番2

エ 定款に記載された目的

この法人は、障害のある人たちに対して、創作・表現活動を通じた社会参加促進や生活支援に関する事業を行い、社会全体の福祉の増進とすべての人が安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

選挙管理委員会告示

兵庫県選挙管理委員会告示第96号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項及び第75条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の50分の1の数並びに同法第76条第1項、第81条第1項及び第86条第1項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数は、次のとおりである。

平成21年9月18日

兵庫県選挙管理委員会  
委員長 村 上 寿 浩

選挙権を有する者の総数の50分の1の数 90,981

選挙権を有する者の総数の40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数 824,835



兵庫県選挙管理委員会告示第97号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第80条第1項の規定による兵庫県議会議員の各選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1の数（その総数が40万を超える場合にあっては、その超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数。以下「選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1等の数」という。）は、次のとおりである。

平成21年9月18日

兵庫県選挙管理委員会

委員長 村 上 寿 浩

(選 挙 区 名)

〔選挙区における選挙権を有する  
者の総数の3分の1等の数〕

神戸市東灘区	55,250
神戸市灘区	34,753
神戸市中央区	32,263
神戸市兵庫区	30,660
神戸市北区	61,289
神戸市長田区	27,793
神戸市須磨区	46,135
神戸市垂水区	60,966
神戸市西区	65,499
姫 路 市	133,815
尼 崎 市	127,611
明 石 市	79,134
西 宮 市	125,930
洲 本 市	13,600
芦 屋 市	25,884
伊 丹 市	52,433
相 生 市	8,885
豊 岡 市	24,138
加 古 川 市	71,424
龍 野 市	10,934
赤穂市及び赤穂郡	18,722
西 脇 市	9,849
宝 塚 市	61,296
三 木 市	22,597
高 砂 市	25,706
川西市及び川辺郡	52,237
小 野 市	13,197
三 田 市	29,513
加 西 市	13,074
篠 山 市	12,280
養 父 市	7,657
丹 波 市	18,929
南あわじ市	14,361
朝 来 市	9,341
淡 路 市	13,753
宍 粟 市	11,820
加 東 市	10,651
多 可 郡	8,549
加 古 郡	17,752
飾 磨 郡	7,437
神 崎 郡	12,574
揖 保 郡	19,979
佐 用 郡	5,660
美 方 郡	10,540

~~~~~

**兵庫県選挙管理委員会告示第98号**

公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第55条第2項及び第4項第2号並びに地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第106条、第114条、第117条及び第184条並びに漁業法施行令（昭和25年政令第30号）第9条並びに農業委員会等に関する法律施行令（昭和26年政令第78号）第6条において準用する公職選挙法施行令第55条第2項及び第4項第2号（最高裁判所裁判官国民審査法施行令（昭和23年政令第122号）第14条において衆議院小選挙区選出議員の選挙の投票の例による場合を含む。）の規定により、不在者投票のできる施設の指定があったので、平成13年兵庫県選挙管理委員会告示第27号（不在者投票のできる施設の指定）の一部を次のように改正する。

平成21年9月18日

兵庫県選挙管理委員会  
委員長 村 上 寿 浩

2 老人ホームの表神戸市の項中

「

|                             |                |
|-----------------------------|----------------|
| 社会福祉法人 大慈厚生事業会 ケ<br>アハウス 大慈 | 同 市西区櫛谷町長谷83-6 |
|-----------------------------|----------------|

」

を

「

|                             |                |
|-----------------------------|----------------|
| 社会福祉法人 大慈厚生事業会 ケ<br>アハウス 大慈 | 同 市西区櫛谷町長谷83-6 |
| 介護付有料老人ホーム はびね神戸<br>学園都市    | 同 市西区学園西町1-1-2 |

」

に改める。

**公 安 委 員 会 告 示**

**兵庫県公安委員会告示第275号**

警備業法の一部を改正する法律（平成16年法律第50号。以下「法」という。）附則第5条に規定する審査（以下「審査」という。）について、警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定等規則」という。）附則第9条の規定により、次のとおり公示する。

平成21年9月18日

兵庫県公安委員会  
委員長 下 村 俊 子

1 審査に係る警備業務の種別及び級

- (1) 空港保安警備業務 1級及び2級
- (2) 施設警備業務 1級及び2級
- (3) 交通誘導警備業務 1級及び2級
- (4) 核燃料物質等危険物運搬警備業務 1級及び2級
- (5) 貴重品運搬警備業務 1級及び2級

2 実施日時

- (1) 1級  
平成21年10月29日（木）午前9時から午後0時まで
- (2) 2級  
平成21年10月29日（木）午後2時から午後5時まで

3 実施場所

神戸市中央区下山手通5丁目6番21号  
兵庫県警察本部別館8階 801会議室

4 審査対象者

## (1) 1級

検定等規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則（昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧規則」という。）第1条第1項の表に規定する空港保安警備（以下「空港保安警備」という。）、常駐警備（以下「常駐警備」という。）、交通誘導警備（以下「交通誘導警備」という。）、核燃料物質等運搬警備（以下「核燃料物質等運搬警備」という。）及び貴重品運搬警備（以下「貴重品運搬警備」という。）に係る同項に規定する検定（以下「旧検定」という。）であって、同条第2項に規定する1級に係るもの（以下「旧1級検定」という。）に合格した者

## (2) 2級

空港保安警備、常駐警備、交通誘導警備、核燃料物質等運搬警備及び貴重品運搬警備に係る旧検定であって、旧1級検定又は旧規則第1条第2項に規定する2級に係るものに合格した者

## 5 審査内容

審査は、審査申請者が、その種別の警備業務に関する知識及び能力を有するかどうかを学科試験及び実技試験により判定することによって行うが、次に掲げる者については、学科試験及び実技試験の全部が免除され、書面審査のみを行うこととなるので留意すること。

(1) 旧検定に合格した警備員であって、平成17年11月21日現在、現に当該旧検定に係る警備業務に従事しており、かつ、当該警備業務に従事している期間が継続して1年以上であるもの

(2) 旧検定に合格した者であって、平成17年11月21日現在、現に当該旧検定に係る警備業務に係る指定講習（旧規則第12条第1項に規定する指定講習をいう。）の講師として従事しており、かつ、当該講師として従事している期間が継続して1年以上であるもの（前記(1)に掲げる者を除く。）

## 6 審査の申請手続

## (1) 受付期間

平成21年9月28日（月）から同年10月9日（金）までの間（土曜日及び日曜日を除く午前9時から午後5時まで）

## (2) 審査定員

1級及び2級の合計で30人とする。

## (3) 申請窓口

申請窓口は、次に掲げるいずれかの警察署の生活安全課（生活安全第一課及び刑事生活安全課を含む。以下同じ。）とする。

ア 兵庫県内に住所地を有する者にあつては、住所地を管轄する警察署

イ 兵庫県内に所在する営業所に属する旧検定に合格した警備員にあつては、営業所を管轄する警察署

ウ 兵庫県外に住所地を有する者又は兵庫県外に所在する営業所に属する旧検定に合格した警備員であつて、兵庫県公安委員会が発行した旧検定に係る合格証の交付を受けたものにあつては、当該合格証を交付した警察署

## (4) 提出書類

ア 審査申請書1通

イ 写真（申請前6月以内に撮影した、無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの）1枚

ウ 旧規則第8条に規定する合格証の写し

エ 代理人が申請を行う場合は、委任状

オ その他

(7) 前記(3)のアに規定する住所地を管轄する警察署に申請しようとする者については、住所地を疎明する書面（住民票の写し、運転免許証の写し等住所が明らかとなる書面をいう。）

(i) 前記(3)のイに規定する営業所を管轄する警察署に申請しようとする者については、営業所所属証明書

(ii) 審査申請者の住所地を管轄する警察署とその者が属する営業所の所在地を管轄する警察署が同一である場合は、前記(7)又は(i)に掲げるいずれかの書面

## (5) 申請方法

ア 前記(4)の提出書類を前記(3)の申請窓口を持参して申請するものとし、郵送による申請は受け付けない。

イ 申込みは、原則として、審査を受けようとする本人が行うものとする。

ウ 申込人員が定員に達した時点で申込みを締め切る。

(6) 手数料

1級、2級ともに、4,700円相当額の兵庫県収入証紙を申請時に納付するものとする。

なお、手数料については、審査申請書の受付後は返還しない。

7 問い合わせ先

(1) 兵庫県内の各警察署の生活安全課

(2) 兵庫県警察本部生活安全部生活安全企画課

電話 (078) 341-7441 内線 3046